

第二十四回国会 議院 運営委員会 議 録 第四十九号 (閉会中審査)

令和三年七月八日(木曜日)

午後二時四分開議

出席委員

委員長 高木 毅君

理事 御法川信英君 理事 盛山 正仁君

理事 松本 洋平君 理事 井上 貴博君

理事 福田 達夫君 理事 井野 俊郎君

理事 小川 淳也君 理事 青柳陽一郎君

理事 佐藤 英道君

高村 正大君 武井 俊輔君

根本 幸典君 日吉 雄太君

塩川 鉄也君 遠藤 敬君

浅野 哲君

議長 大島 理森君

副議長 赤松 広隆君

国務大臣 西村 康稔君

事務総長 岡田 憲治君

本日の会議に付した案件

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置の期間延長及び区域変更の事前報告に関する件

○高木委員長 これより会議を開きます。

この際、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置の期間延長及び区域変更について、西村国務大臣から事前報告を聴取いたします。西村国務大臣。

○西村国務大臣 各党の皆様におかれましては、政府の新型コロナウイルス感染症対策に御協力を賜り、御礼申し上げます。

本日は、緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置の期間延長及び区域変更について御報告いたしま

す。

全国の新規陽性者数について見ますと、約三十の県で一桁台と安定しており、地方部を中心とした地域では感染を抑えられてきている状況にある一方で、特に東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県、首都圏など大都市部で増加傾向が顕著になっていることから、感染の再拡大に警戒感を強めているところでもあります。

このような中、緊急事態措置を実施している沖縄県については、新規陽性者数は減少傾向となっているものの減少速度は鈍化し、依然としてステージ4相当であり、また、病床使用率、入院率はステージ3から4相当であり、特に重症者病床の使用率が五〇％を超え、厳しい状況が継続しています。今後、夏休みのシーズンに向け、人々の活動や移動が活発になることも踏まえ、緊急事態措置を引き続き実施する必要があります。

まん延防止等重点措置を実施している十都道府県のうち東京都については、昨日の新規陽性者数が九百二十一人、最近一週間の十万人当たりで三十二人とステージ4相当であること、人流が増加し続けている中で感染力の強いデルタ株への置き換わりも進んでいること、七月の四連休、夏休み、お盆と続き、人々の移動、活動が活発となり、昨年

もこの時期に陽性者が増加していること、また、医療提供体制を見ると、ワクチン接種の効果もあり、高齢者の陽性者数は低い水準で推移し、重症化する割合も一定程度抑えられているものの、四十代、五十代の入院者数などが増えてきており、先手先手で医療提供体制を確保する必要があることなどから、緊急事態措置の対象として、より強い対策を講じる必要があります。

具体的には、緊急事態措置の対象である東京都及び沖縄県については、飲食店等における酒類提供の停止や、飲食店に対する二十時までの営業時

間短縮要請などの取組を徹底いただくことになり

ます。また、イベントについては、人数上限五千

人かつ収容率五〇％を適用しつつ、二十一時まで

の営業時間短縮要請を行うこととなります。

酒類提供の停止要請を行うに当たっては、自粛

要請が長期化することや協力金の支給迅速化への

点措置を終了することについて、御了承をいた

されました。この後、政府対策本部を開催し、これ

らについて決定したいと考えております。

なお、沖縄県の取扱いについて議論があり、地

元からはまん延防止等重点措置の要望をいただ

いては、新規陽性者数や医療提供体制の指標

がステージ4相当であることから、結論とし

ては緊急事態措置を継続することとなりました。

その上で、改善が一層進めば八月二十二日待つ

皆様におかれましても、何とぞ御理解、御協力をよろしくお願い申し上げます。

○高木委員長 ただいまの事前報告について発言を求められておりますので、順次これを許します。福田達夫君。

○福田(達)委員 今回、四度目の緊急事態宣言となります。

三回目の緊急事態宣言のときに、私、社会全体で潮目が変わったというのを感じました。

確かに、マクロの経済指標から見ますれば、K字回復と言われるとおり、国全体で見ると総崩れではない。実際、地元を回ってみても、つぶさに見ていると、確かに苦しんでいる方もいらっしゃる、しかし活況な方もいらっしゃいます。また、矢継ぎ早に打たれてきた政策効果で、これまでの景気停滞局面に比しても極端に悪い状態とは言えない、そういうふうに感じております。

しかし、一年半にわたる生活で、経済指標に表れない、人の心、そして社会が疲れ、ずさんでいる、これもまた事実であると思います。

会社を潰すかもしれない現実。実生活上の不便。あおられる不安。学生や若年層にとっては、貴重な青春の時間が無為に失われていくという現実。それらの現実の重さに耐えながら、しかし、感染症を抑え込むという目標を理解するがゆえに、皆さんが自分自身を納得させてきた。それが三度目の緊急事態宣言のときに限界を迎えた、そう私は感じております。

今回、四度目の緊急事態宣言の効果を得るためには、この国民の感情に真つ正面から政治が向かい合っ、分かりやすい見通しと、そして具体的な対策を示す必要があると私は思っております。そこで伺います。今後の見通しについてでございます。

政府ですら現在の経済社会の動きについて明確な見通しが立てにくい、これはよく理解いたします。しかし、そうであれば、より小さな存在である事業者、これはますます経営判断が難しい。ま

た、これまで支えてきた金融機関もなかなか投資判断が難しい。

例えば、今年中に、希望する国民全てにワクチンが接種されるのであれば、集団免疫が得られる中で、来年春には限定的にも経済生活、社会生活を再起動することができる。それまでは七割経済をこのように政策的に支えていく。そのことを国民が一体となって目指せるような、そういう目標が立てられないのか、示せないのか、そう思います。

また、経済対策につきましても、是非、この現状について更に深掘りをした経済対策が必要だと思っております。現状ではなく、更に深い対策について御意見をいただきたいと思っております。

○西村国務大臣 もう一年半近くなるこうした様々なコロナへの対応で、自粛など要請をお願いする中で、それぞれの国民の皆さん、苦しい思いを感じられたり、人と人とのつながりが少なくなったり、あるいは勤労意欲などにも影響を与えて、様々な形で御負担をおかけしてきていること、本当に改めて御協力に感謝を申し上げます。というふうに思います。

その上で、御指摘のように、ワクチン接種が進む中で少し明かりが、光が見えてきたような状況。七月末までには高齢者二回接種が全ての自治体で可能だということで、しっかりと接種を進めていくことで、そして八月二十二日まで今回この期間の延長をお願いすることになると思いますが、その頃には、順調に進めば、今から四十九日後でありますので、今のヨーロッパ並みの接種の状況にはなっていくものということも期待をされます。

そうなる少し景色が変わってくるのかなということも期待をしておるところでありますけれども、この辺り、どういった活動が可能になるのか、マスクを外すことができるのかできないのか、こういったことを含めて、今日も分科会の専門家の皆さんに、専門家として分析を進めていた

だいて、将来の絵姿、その時点でどうなのか、あるいは、更に多くの方々が、十月、十一月、希望する方全員が打つことができる、その段階でどうなのか、こういったことを含めて先の見通しを是非専門家としてお示しをいただきたいというようなこともお願いをしたところであります。

いずれにしても、ワクチン接種を進めながら、毎回、最後にしたいと思つてここに立たせていただいておりますけれども、今回、特に、もうできれば最後にしたいという思いで緊急事態宣言の発出を今日諮問させていただいたところであります。

是非皆さんにも御協力いただいで、何とか医療提供体制を守っていかなくやいけない。足下、東京で四十代、五十代の感染が増えている中で、入院する方も増えていく中で、医療提供体制を確保するという観点で何とか御協力をお願いしたいと思っておりますし、厳しい状況にある皆さん方に支援策を早くお届けする、しっかりとお届けするという観点から、今回、飲食店の皆さんには先払いをするという枠組みも構築をさせていただくことといたしました。

さらに、多くの都道府県で地方創生臨時交付金を活用して、月次の、中小企業の皆さんへの二十万円、個人事業主への十萬円の支援の上乗せを三十五の都道府県で対応がなされておりますので、そういった取組もしっかりと見ながら、予備費四兆円もございまして、必要な対策を機動的に講じていければというふうにご考えております。

○福田(達)委員 終わります。

○高木委員長 次に、青柳陽一郎君。

○青柳委員 立憲民主党の青柳陽一郎でございます。まず冒頭、熱海での土砂災害を始め各地の自然災害で被害に遭われた方々に心から御冥福、お見舞いを申し上げます。

そして、本日の開会が遅れたのは、総理が御出席されないからです。同じ横浜選出の議員として非常に残念に思います。

オリンピック目前で、東京の緊急事態宣言の再発令。コロナの抑え込みに失敗した。政策の失敗です。この原因は何か。そして、責任は誰にあるのか。知事ですか、総理ですか。お答えください。

○西村国務大臣 これまでも何度も申し上げておりますけれども、ハンマー・アンド・ダンスという言葉がありますが、感染が増えてくれば強い対策を講じてそれを抑える、そして収まってくれば対策を解除する。これは、緊急事態宣言を解除すれば、当然、人々の活動も活発になりますので、ワクチン接種が行き届くまでの間は、再び感染が起る、機動的にこうした対応をするということでも申し上げてきたところであります。

今回、ワクチン接種が進む中で、高齢者の方々の感染者の割合あるいは重症化する割合は一定程度抑えられています、若い方の感染が増え、四十代、五十代の入院が増えている中で、医療提供体制を守るために、緊急事態宣言という強い措置をお願いすることとしたものであります。

いづれにしても、御協力をいただきながら、何としても感染拡大を抑え、医療提供体制を確保していければと考えております。

○青柳委員 西村大臣が最前線で頑張ってくれていることには心から敬意を表しますが、しかし、責任は総理にあると思います。

今、国民の暮らしも経済も国家の危機状態。復興五輪という言葉も消えました。コロナに打ちかつたあかしの五輪でもありません。緊急事態宣言下で安心、安全な五輪、こんな言葉は説得力が全くありません。

いうことで、予防接種、臨時接種の対象ということになっております。

御指摘のような接種後のことでありますけれども、児童が医療機関等でワクチン接種を受ける場合に、なかなかその期日、場所の選択が困難であつて、接種場所までの移動に長時間を要する場合など、校長の判断によつて、出席停止とかそうした日数として欠席にしないなどの柔軟な取扱いということが可能とされておりますので、そうしたことも踏まえて、それぞれの御判断ではありますけれども、保護者も含めて正確な情報を伝え、そうした学校の協力も得ながら、接種されたい方には接種するという判断がなされるように、そうした取組も、情報提供を含めて、進めていければと考えております。

○遠藤敬委員 終わりますけれども、是非、同調圧力みたいなことにならないように、クラブ活動も、次の日は公休にならないとかそんなことにもならないように、調整をしていただきたいと思つております。

以上です。

○高木委員長 次に、浅野哲君。

○浅野委員 国民民主党の浅野哲でございます。大臣、今回で四回目の発令になりますが、私の顔も三度までという言葉もございませう。

先ほど大臣は、できればこれで最後にしたいというふうにおっしゃいましたが、この局面で、できればなんという言葉は本当に使つてほしくない。国民の皆様に対して、必ず今回で最後にする、その強い決意でこの六週間を過ぎさせていただきたいと思つております。

まず最初に、ワクチンについてお伺いします。最近、ワクチンには発症予防、重症化予防、感染予防などの効果があるとされておりますけれども、イスラエルで、デルタ株に対するワクチンの効果が下がるとはならないかといった報道がありま

した。この件について、分かりやすく御説明をお願いいたします。

○西村国務大臣 イスラエルの保健省が、ファイザー社のワクチンについて、まず、五月時点での感染予防効果は約九五％、発症予防も約九七％ということと公表がなされておりましたが、六月以降にいずれも六四％に低下をしたというデータを公表されたというふうな承知をしております。イスラエルではこの時期にデルタ株による感染が拡大しておりますので、この効果の低下についてはデルタ株の影響が指摘をされているところでありませう。

ただし、重症化予防効果は九〇％以上ということとで、引き続き高い効果を示しているものというふうにも承知をしております。

私自身ができればと申し上げたのは、海外でもこういったデータが示されたり、イギリスやイスラエルでも若い方々を中心に感染が広がったり入院者数が増えたりもしておりますので、もちろん、毎回、最後にするという決意で臨んでおりますが、こうした様々なデータも分析をしつかり進めながらワクチン接種を進めて、必ず効果はありますので、感染拡大を抑え、また医療提供体制もしつかりと確保していければと考えております。

○浅野委員 七月六日の時点で東京都内のワクチン接種の状況なんですが、一回目を終えた方は一八・四％、二回目は九・二％です。先ほど大臣は、六週間後には欧州並みの接種率になると。つまり、これは六割程度を想定されていると思うんですが、今回の緊急事態宣言、ワクチン接種率がこの六割前後に到達するまで解除しない、そのくらいの強い決意で国民と医療機関の皆様一体となつて進めるべきだと思つていますが、いかがでしょうか。

○西村国務大臣 御指摘のように、高齢者は二回の接種の方もかなり進んできておりますし、一回の方はもう七割を超えて接種をされているということとありますので、かなり接種は進んできているんですけれども、他方、宣言解除の要件としてワクチン接種率を加味できるかどうかという点、これについては、まだ十分な知見が蓄積されてい

ないということもあつて、専門家の皆さんの間でも、何か基準を今の時点で変えるというようなことは、様々な議論はこれまでもありましたけれども、そういう判断はなされていないところであります。

ただ、先ほど申し上げましたけれども、八月十二日の段階で今のヨーロッパ並みに、これは順調に進めば接種率がそのぐらいまで行きますので、そうした段階でどういう絵姿が描けるのか、あるいは、それ以前にもワクチンの効果で入院者の数など減少することも期待もできますので、専門家の皆さんには、引き続き、様々な海外での事例、そして国内での様々なデータの分析を行つていただきながら、今後、必要に応じて、状況を見ながら、こうした基準の改定なども検討をいただきたいというふうにも申し上げておるところであります。

○浅野委員 続いて、事業者支援についてお伺いします。

今回の基本的対処方針の中には協力の先払いを検討する旨が新たに追加されましたけれども、それにとどまらず、地方創生臨時交付金を追加交付して事業者の固定的な経費を支援する支援制度の拡充をしていただきたいと思つております。予備費四兆円があると先ほどから大臣はおっしゃつておりますが、これを使うタイミングは今だと思つております。是非御検討をお願いしたい。

○西村国務大臣 御指摘のように、長引く自粛あるいは協力要請の中で、事業者の皆さんへの支援をしつかりと、そして迅速に行つていかなきゃいけないというふうにも思つております。

そうした中で、既に配分しました御指摘の地方創生臨時交付金の三千億円を活用して、それぞれの都道府県、三十五の都道府県でいわゆる月次支援金の上乗せなども行つておりますので、そういった状況も見ながら、そして、今回延長することによって様々な経済への影響もあると思つた上で、そうした状況も見ながら、この地方創生臨時交付金の残る二千億円の配分、あるいは御指摘

の四兆円の予備費の活用、これも、状況を見ながら、必要とあらば機動的に対応しなきゃならないというふうにも考えているところでもあります。いずれにしても、状況をしっかりと見て判断をしていきたいというふうにも考えております。

○浅野委員 最後に、私も国民民主党は、今年の通常国会の冒頭、新型インフル特措法の改正を行う際、蔓延防止等重点措置を創設することで制度のめり張りがなくなくなり、緊急事態措置の効果が増えなくなることを指摘して、反対をいたしました。今まさにそのような状況になつてきていることから、この制度のめり張りを是非今後意識して運用していただきたい、このことを心からお願ひ申し上げて、発言を終わります。

○高木委員長 これにて発言は終わりました。本日は、これにて散会いたします。

午後二時五十二分散会